

# 刊 行 物 編 集 規 程

昭和 47 年 9 月 1 日制定

昭和 57 年 11 月 8 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 10 月 27 日改正

## (目 的)

第 1 条 この規程は、この会が発行する会誌「農家の友」その他の刊行物を編集するのに必要な事項を定め、会誌「農家の友」その他の刊行物を広く農業者に普及せしめ、農業技術及び農家生活の向上に寄与し、もって安全・安心な食料の安定的供給及び北海道地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (会誌「農家の友」の編集内容)

第 2 条 会誌「農家の友」の編集内容は、道内・外から広く調査資料を収集し、農業事情に対応し、かつ農業者の意欲の向上と農業改良普及事業の補完的情報を内容とする。

## (会誌「農家の友」の編集会議)

第 3 条 編集会議は、編集委員をもって構成し、執筆者の選定、情報の適正さの向上のため、有識者を含めた編集会議を 2 カ月に一度開催し、編集会議の質的向上に努めるものとする。

## (会誌「農家の友」の編集委員)

第 4 条 編集委員は、北海道職員ならびに学識経験者（大学・農業団体等）及び農業実務経験者の中から会長が任命または別に定める要領により委嘱する。

2. 編集委員のうち 1 人は編集委員長とし、会長が任命または委嘱する。

## (会誌「農家の友」担当者)

第 5 条 調査資料収集に関する当会担当者は、農業関連誌編集に関し、3 年以上の経験を要するものとする。

## (会誌「農家の友」の配布)

第 6 条 調査資料収集の結果は、会誌「農家の友」としてまとめられ、全ての会員に無料で配布する。

## (会誌「農家の友」以外の刊行物)

第 7 条 会誌「農家の友」以外の刊行物については、編集委員委嘱要領にもとづき編集委員を会長が委嘱し、随時編集会議を開催するものとする。

## (旅 費)

第 8 条 編集会議に出席した委員に対し旅費の支給を必要とするとき、または現地取材を依頼したときは、旅費規程の定めるところにより支給する。

(謝 金)

第9条 原稿等に対する謝金の額は、「原稿料支払額基準」に沿って決定するものとする。

付 則

この規程は、平成23年10月27日より実施する。